

社会労働委員会議録第三十二号

昭和三十三年三月二十九日(金曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 藤本 捨助君

理事大坪 保雄君 理事大橋 武夫君

理事亀山 孝一君 理事野澤 清人君

理事吉川 兼光君

植村 武一君 小川 半次君

加藤 五郎君 小島 徹三君

小林 郁君 田子 一民君

田中 正巳君 高瀬 傳君

古川 文吉君 山下 春江君

赤松 勇君 井堀 繁雄君

岡本 隆一君 滝井 義高君

堂森 芳夫君 中原 健次君

山花 秀雄君

出席政府委員

厚生大臣 神田 博君

出席政府委員

厚生事務官(引揚援護局長) 田邊 繁雄君

委員外の出席者

厚生事務官(引揚援護局長) 小池 欣二君

専門員 川井 章知君

本日の会議に付した案件

引揚者給付金等支給法案(内閣提出
第一一五号)

○藤本委員長 これより会議を開きま
す。

引揚者給付金等支給法案を議題と
し、審議を進めます。質疑の通告があ
りますので、これを許します。野澤清
人君。

○野澤委員 本来なら大臣にお尋ねし
たいのですが、時間の関係もありま

ので、局長に大要を伺いたいと思ひの
です。今回この引揚者給付金等支給法
案を御提出になりました。かなり長
い間の懸案だと存じますが、一体この
法律を立案するに至りました動機ある
いはその経過の大要について、簡潔で
けつこうでございしますが、お示し願
えたら大へんけっこうだと存じます。

○田邊政府委員 今回引揚者給付金等
支給法案を提案するに至りました経過
につきましては、かなり複雑な事情が
あるものでございます。一々申し上げて
おりますと時間がかかりますが、ごく
簡単にいいますと、申し上げたいと思
います。

私どもの考えによりますと、引揚者
側の要望の中には、二つの内面的な気
持があるようにございします。一つは、
在外財産の補償という主張でございま
す。私有財産権は不可侵である、どこ
までも尊重しなければならぬというこ
とは国際的な大原則である、これが
国家間の賠償の肩がわりに使われたと
いうことが、彼らの主張の一点であり
ます。もう一つは、引揚者が終戦に
伴って母国の保護を離れ、ほとんど無
一物となって強制的に内地に移住せし
められた。この点について国は上陸の
際にはほとんど何らの援護措置もして
くれなかった。自分たちは非常に大き
な戦争犠牲者であるにもかかわらず、国
からはほとんど何らの処遇を受けなかつ
た。この二つがからみ合せて主張され
ていふようであります。それが在外財
産の補償という主張に一元化されまし
て、今日まで主張されて参つたので

ございますが、最初、引揚者団体は、政
府、与党並びに国会に強く働きかけた
ようでございます。自民党におきまし
ても、党においていろいろと引揚者団
体の要望を聞いておつたようございま
す。それから一昨年の二十二国会で
ございしたか、衆参両院におきまし
て在外財産に対する決議がなされたの
であります。

そこで政府におきましては、在外財
産問題審議会に昨年の六月改組いたし
まして、拡充強化し、委員の数を多く
し、引揚者の代表、国会議員等も加え
まして、二十三名の委員にいたしました。
引揚者のための措置方策いかに、
在外財産問題処理のため引揚者に対す
る措置方策いかにという諮問がなされ
まして、そこで慎重に検討され、在外
財産に対して補償をなす法律上の義務
ありやいなやという点を検討しまし
た結果、いすれとも断定するに至らな
かったものでございします。従つて審議会
におきましては、国家が法律上の義務
ありという観点から施策をなすべしと
いう結論には到達しなかつたのであり
ますが、ひるがえつて引揚者がどうい
う状態であつたかという点を詳細に
検討すると、引揚者が長い間の生活の
基盤を失なつて、内地に強制的に移住
せしめられたという点が、戦災その他
の戦争犠牲者と違つた事情が考えられ
るという点において、大方の委員の
方々の意見の一致を見たのでございま
す。そういう観点から、引揚者に対
しては政策的な特別な措置を講ずるこ
とが適当であるという結論になつたの

であります。その措置をいたしまして
は、引揚者に対する給付金の支給ある
いは生業資金の貸付、あるいは住宅の
供与等の道を講ずるということであり
まして、これが全会一致の、最大公約
数としての審議会としての一致した結
論であつたわけであります。

政府におきましては、この答申案を
慎重に検討いたしました結果、答申の
趣旨を尊重し、その趣旨ののつとつて
措置をするということに決定いたしま
した。以来、引揚者給付金の支給につ
きまして種々慎重に配慮いたしました
結果、先般ようやく調整が終りました
て、閣議決定となり、今回の法案提出
と相なつた次第であります。

○野澤委員 大体の経過はそれでわか
るのですが、冒頭に局長が、この問題
は非常に複雑だところ指摘されていま
すが、複雑だところを指摘されていま
すのか、どういふ点が複雑だとあなた
の方で断定されていふのですか。

○田邊政府委員 御案内の通り引揚者
団体におきましては、引揚者在外財産
暫定補償法という法案を作りまして、
この実現について政府及び国会議員そ
の他について働きかけておつたわけで
ございします。この法案の内容を詳細に
検討いたしますと、先ほど申し上げ
ましたような二つの主張が複雑に交錯
し合つていふわけであります。しかし
一方の理念と申しますか、そういうも
のが在外財産の補償であるのかある
いは引揚者に対する一つの政策的な施策
であつたのかという点は明確でなけれ

ばならぬと思ひますが、その点が非常
に入り込んで不明確である。しかも長
い間引揚者団体は在外財産の補償をな
すべきであるという主張をなしてきて
おる。極端に申しますと、なにかまも
在外財産である、こういう主張をして
おるわけでありまして。その結果非常
に入り組んでおりますので、それをど
ちらかに整理をいたす必要があるのだ
はないかと私どもは考えておりました。
審議会におきましては在外財産に対す
る国家の補償の責任という観点から、先
ほど申し上げましたようにいすれとも
断定するに至らないが、しかし一方政
策的措置を講ずべきであるという一つ
のはつきりした線をお出しになりました
ので、政府におきましてはその線に
沿つて今回の措置を講ずるようになった
、こういうこととございします。

○野澤委員 そうしますと、政府の方
としては、この在外財産の国家補償と
いふような線が複雑であつて結論が出
にくかつた、その結果審議会の答申の
趣旨を中心にしてやつた、こういう意
味でございしますね。そうしますと国家
補償ということが結論に至らなかつた
というところは、あくまでも法律的に解
釈してそういう根拠がない、審議会に
いろいろ論議されたという経過でおそ
らくそういう結論に到達したのだと思
うのです。そこでこの在外財産の問題
については、憲法の建前から言つても
当然これは国民から要求されるべき事
だと思ひます。今回の措置は国家
補償でもなし社会保障制度式の考
え方でもない。単なる一つの政策的な措

置として行方という結論に到達すると思ふのですが、もしそういう結論で参りますと、やがて国力が充実した際に国家補償という問題が再燃する憂いがあるのではないかと、こころいふ心配が起るのですが、この点に対する政府の見解はいかがですか。

○田邊政府委員 在外財産に対して国が補償する法律上の義務ありやいなやという問題は非常に大事な問題でございます。審議会におきましても非常に慎重に検討をなされたのでございませう。これは実は厚生省の所管ではございませうので私とやかく意見を申し上げる筋合いではございませうが、経過だけを申し上げますと、慎重に議論をされましたが、法律上の責任ありという議論と法律上補償責任なしという議論と両論ございまして、いずれとも断定するに至らなかったものでございませう。さらに詳細に申し上げますれば、在外財産のうち講和条約が締結になった地域にあった在外財産は全体の約五割程度。この地域の在外財産についての法律上の責任の有無の問題、それからいまだ講和条約等が締結されないために在外財産の法律上の責任がまだ明確でない地域の在外財産がございませう。この後者につきましては法律上の責任が未確定でございませうので、補償の有無を議論する段階にまだ至らない事態でございませう。前者の講和条約が締結になった地域につきましては、当該財産が国家賠償の肩がわりに使われたかどうかという点を中心にしまして、条約上及び憲法上国に補償責任があるかないかということが検討されたわけでございますが、その点につきましては先ほど申し上げましたように、

委員の中にとりまして議論と、なしとする議論と両方ありまして結論に至らなかったものでございませう。従つて總体的に申しまして、在外財産に対して国が補償の責任ありやいなやということ、何べんも申し上げるようでありますが結論が出なかつたというのが実情でございませう。

○野澤委員 私のお尋ねしたいことは、今度の給付金等の支給法という法律の立法の趣旨については、大体先ほどの経過で了解したのですが、こころいふ政策的な措置を講じておいて、今もあなたが御解説になったように、法的根拠が不確定であるから両論が対立しているというままで今度の措置を講ずるという結果、今後においてたとえ講和条約の中に含まれたものが五割しかない。それが九〇％なり一〇〇％なり、将来朝鮮とか満州とか、そういう地域がはつきりと確定した場合にまた法律論が再燃して国家補償の問題が起きてくるのではないかとこころいふ心配があるわけですが、これに対して絶対的にこころいふ心配はないんだ、ここで一切打ち切りをするんだという考えで今度の法案を出したのか、また余韻を煽としていつ再燃するかわからないというままでお出しになつておられるのか、そこらこのころの政府の見解をお聞きしたいと思ひます。

は、必ずしもそうだと断言し得るかどうかについては疑問があるかもしれないが、引揚者側の要望につきましては、この措置を講ずることによつておのおの御要望に沿うことができたのではないかと、こころいふものではございませう。

○野澤委員 そうしますと、非常にあなたの方としても答へにくいところだと思ひますが、これが今度の法律のポイントだと思ひます。これをはつきりさせておきまさんと、十年間も国家補償を獲得するのだ、在外財産の補償をさせるのだといつて、引揚者団体といふものは熱烈な運動を継続してきたのです。そして審議会に迫り込まれた結果が今度の五百億というような政策的な措置の線が出たのです。これが政府の希望の観測といふことであらう別ですが、はつきりしたものを待たなければならぬと思ひます。政府としてはもうこれですべてが打ち切りになる、すべてが満足するのだ、これ以外に方法はない、最上の方策として政府はこの答申案の趣旨を採択したものでないか、そういう法的根拠について、内閣直轄の審議会の趣旨が内閣に答申されたのだから、自分たちは与えられた法律だけを作ればよろしいのだという考えで今度のこの支給法案を立案したのか、そのところが非常にあいまいだと思ひます。それで政府自体としては答申の経過、結論等を勘案して、もう引揚者に対するところの法律的な解釈は別としても、援護措置なりあるいは政策的な措置なりとして、もうこれで完全なんだ、一応満足するだろうとあなたの方で解釈するのはななくて、満足せしめなければならぬの

だといふお考えでこれを出されたものか、まだ多少でも余韻が残つていくものか、こころいふところの割り切り方です。少くも担当局長としてはどういふ腹でおられるかといふことです。

○田邊政府委員 政府におきましては在外財産の補償の義務についての見解は、補償の義務なしという見解を一貫してとつておるわけですが、従いまして将来どういふ事態になりましても、この補償の義務はないという見解でおる以上、補償の責任ありという観点から措置をするといふことはないと私どもは考えております。これは関係の直接の責任者ではございませうが、従来の経過から見てもその解釈はいたしません。それからその点を離れた引揚者に対する措置といふことは、今回の措置が最終的な措置であつて、これによつて引揚者にも満足してもらわなければならぬ、こころいふお考えです。

方が相当強いのです。そうしますとよほどこの趣旨を徹底させないと、財産に対する給付金だといふように一般国民が誤解してゐると思ひます。同時にまたそれが全然資産の状況や外地にあった年数によつて支給されるのではないといふことがはつきりしてきますと、一体憲法で保障されたものはどうだといふので逆戻りする憂いがあると思ひます。これは実際は結論が出ないといふことですけれども、そういうことは国民一人一人がなかなか理解徹底するまでに至らないと思ひます。こころいふ心配があるものですからしつこく聞くわけなんです、そこで第二

○田邊政府委員 第二号に書いてありますように、引揚者の範囲は、終戦に伴つてやむを得ない理由によつて内地へ歸つてきた人、いわゆる強制的移住者といふ引揚者の概念を出そうとした条文中でございませう。終戦に伴つて引き揚げ同胞が歸つて参りました場合、シナあるいは南朝鮮の場合におきましては当該地域の外国官憲の引き揚げの命令があつたわけでありませうが、その命令がはつきり出ない地域におきましても、当時の周囲の情勢からそこにおつたのは生命に危険を生ずる、あるいは生命に危険を生ずる、あるいは生命に危険を生ずる、とが事実上できない、今まで商売をやつておつたところが商売ができる状態ではない、あるいは自分が今まで動

務しておったところがつぶれてしまつて、そこにおつたのではどうしても生活することができない、こういったところにおつたのでは生命に危険を生ずるし、または事実上生活することができない、こういった状態から内地へ歸つてきた者、この点におきましては外国管憲の命令があつた場合と同じように、周囲の客観情勢ないし環境が本人をして内地へ追い返したのだ、要するに終戦に基く特殊事態の結果である、こういう考えをもちまして強制的な移住者という觀念をこの中に入れたわけでございます。

○野澤委員 そのやむを得ない理由によつて本邦に引き揚げたということはわかるのですが、この文章を見ますと、外国官憲の命令ということがはつきりわかるのです。それから生活手段の喪失となつておるのです。この生活手段の喪失というものは一体どういう意味を持つておるのかという事です。財産を失つたのか、勤め口をなくしたのか、生活の基盤を完全になくしたという解釈なのか、その解釈の仕方によつて将来にまた問題が起きるのでないかという心配が起きますのです。

○田邊政府委員 生活手段の喪失という生活手段と申しますのは、生活するために必要な有形無形のいろいろの生活上の便宜、利益という広い意味に考へておられます。生活手段という言葉は非常に抽象的な言葉でございますが、具体的に申しますれば、家財も入りましよう、あるいは住居というものも入ろうと思ひます。そういうふうに入生活するために必要な一切の有形無形の生活上の手段、原因、こういうふうに入考へておるわけでありす。お話の通り

財産を失つた場合も入りす、必ずしもその財産は客観的な価値のある財産だけでなしに、主観的な財産も入ると思ひます。

○野澤委員 そうしますと生活手段の喪失というのは相当広義に解釈していいというわけでございます。たとえば生活の本拠を有してゐたというような解釈でなしに、とにかく住居を持つていようと持つていまいと、そこで月給をとつておつて生活しておつた、これも生活手段の喪失だ、家財道具もなくなつた、住居もなくなつた、こういうふうに入羅列してみれば、相当のものが含まれると解釈して差しつかえないのですか。

○田邊政府委員 この条文の趣旨は、六カ月以上外地に生活の本拠を持つておつた者が、自己の意思によつて自発的に歸つてきたものではなしに、終戦の事態に伴つて内地にやむなく追い返された、こういうことをうたつたおつておるのでございます。やむにやまれない理由によつて歸されたという一つの例示をいたしまして、「外国官憲の命令、生活手段の喪失等のやむをえない理由」というのでございます。やむを得ない理由の一つとして生活手段というものを掲げたわけでありす。

従つて向うで商売をしておつた方が終戦に伴つて内地に歸つた場合もありましようし、また向うで会社、工場、事業場についておつた方が、会社、工場、事業場が閉鎖になり、つぶれてしまつたために内地に歸つてこざるを得なくなつたという場合もありましよう。また周囲の事情がそこにとどまることを許さなくなつたという場合もあつて、必ずしも生活手段の喪失ばかりでなしに、その他の要素も関連してある場合もあると思ひます。要するに客観的に見て、その土地にとどまることがでなくなつたという事態を考へておられます。従つて私どもは、シナ、満州、朝鮮、樺太、台湾、その他南方諸地域等、欧米諸国を除きましては、この地域におおむね該当すると考へております。終戦直後における集団引き揚げのあつた各地域ごとについての引き揚げの事情を調べてみますと、外国官憲の命令のあつた地域が、しからざれば、生活手段の喪失、その他やむを得ない理由によつて内地に追い返された事態に該当すると考へております。

それから欧米各国につきましては一人一人について詳細に検討してみなければいかぬと思つております。

○野澤委員 そうしますと、生活手段の喪失等のところから今度は逆に、今あなた指摘されたように、冒頭に「昭和二十年八月十五日まで引き続き六箇月以上本邦以外の地域に生活の本拠を有してゐた者」とありますが、今度は反対にこれをたどつていって見ますと、この引揚者の定義を下す上においての成文は、全部生活の本拠というところが二項にも三項にも入つてゐる。外国官憲の命令、生活手段の喪失、こういうふうに入理由がつけられておりますが、一体こういう成文でいって、引き続き六カ月以上生活の本拠を有してゐた者というとはどなたが認定するのですか。

○田邊政府委員 第三条に引揚者給付金を受ける権利の認定は厚生大臣が行うとあります。しかし實際上の措置をいたしましては、この権限の大部分を都道府県知事に委任するつもりでおります。

ます。そこで六カ月以上生活の本拠を有しておつたかどうかというこの認定は、都道府県知事がこれを行つたわけでございますが、生活の本拠が六カ月以上あつたかどうかという点につきまして、果してどういふふうにしてそれを認定するかという点についての御質問だと思ひます。昨年六月、御承知の通り三千万円の経費を国が出しまして、実はこれは在外財産問題審議会の審議の資料にするために厚生省が委託を受けまして実態を調査したのでございすが、その際にはこういふ六カ月以上という要件はつけておらなかつたのでございすが、全引揚者の世帯について申告をとつたわけでございます。その後私の方では申告のあつた全引揚者世帯の中から六千五百世帯ばかり抽出しまして、当該世帯につきまして引揚者であるかどうか、在外事実、生活の本拠があつたかどうか、あるいは在外年数、こういう点について詳細なボーリング調査を実施いたしましたのでございす。それによりますと引揚者であるかどうか、あるいは外地に生活の本拠があつたかどうかという点につきましては、ほとんど九〇％程度はそれを立証するに足る何らかの書類を持つておるようでございます。それでない方々につきましても、自己の経歴等を書かせるとか、あるいはそれを証言させるとかいふ方法によつてこれを確認する方法は可能であると考へております。ただしこの在外年数につきましては、正確に全員についてこれを確認するということは非常に困難でございます。ただし六カ月という期間になりますと、六カ月未満というものはきわめて少数でございます。全

体の一〇％程度にすぎないのでございす。満州で申しますれば、昭和二十年の二月以降ということになります、きわめて少数でございます。これを調査して調べるということは必ずしも困難なことではないだらうと考へておりますので、都道府県知事に一定の基準を示して委任いたしても、おそらく引揚者の大部分については認定が可能であると思ひます。ボーダー・ライン・ケースにつきましてはいろいろ困難なケースが出てくると思ひますが、それらは慎重に検討すると思ひまして、大部分のものにつきましては都道府県知事にまかして認定が可能であると考へております。

○野澤委員 大体その抽出調査や何かした実績等を聞いてみますと、生活の本拠を有してゐたものが九〇％というのがわかつてきたのですが、一体この六カ月で線を引きつたというのは、どういう意味を持つておるのですか。

○田邊政府委員 一般的常識からいまして、いわゆる生活の基盤を作らなければならない、どんなに短かくても六カ月程度は必要であらうという、常識であります。これは三年であるとか一年であるとかいろいろ議論があつたと思ひますが、私の方としては、でき得る限り引揚者側の御要望に沿つてあげたい、こういう考へから引揚者側の要望そのまゝを受け入れまして六カ月ということにいたしましたわけでありす。

○野澤委員 非常に理由が薄弱ですが、大体私も満州におつたので現状を知つておるのです。それは、もう終戦の年の二月ごろから以後というものは歸りたくてもなかなかこちらへ歸れな

かつたのです。また満州が治安がよろしいというので十二月や一月に向うへ渡瀬した者もおります。おりますが、歸ろうと思つても歸る船がない、汽車にも乗せてくれぬ、こういう状況で、やぬを得ず向うに滞在してしまつた者も多数あるわけですね。そういうものも、この法文の趣旨からいいますと、先ほど逆に質問していきました、生活手段の喪失といふことから、引き続き六月とひつかけていきますと、ほんとに該当者になるということですね。そうしますと、三年間外地に生活の本拠を有してゐたといふものが、三年間が適切か、今の御議論のように一年間が適切か、六月が適切かといふことは、これは議論の余地があるかと思ふのです。

そこでお聞きしたいことは、これは非常に大事なことで、政府の方としてなるべくこの法律の趣旨といふものは、深く、深く、しかもあらゆる戦争犠牲者に対して均霑するようにと考へておざらざ六月といふことか、あくまでも生活の本拠といふことを中心にして厳選していくという方針なのか、私はどうも認定するに於いての条件として、この引揚者といふものの要件について、なるべくこの引揚者の立場を有利に解釈しようといふ心づかいがあつたのではないかといふ気がするのですが、この点についてはつきりした御見解がありましたらお示しを願ひたいと思ひます。

にまかせざる關係上、各都道府県ではばらになつては困りますので、最初は何問題のないケースから早く片づけていく、問題のあるケースにつきましては都道府県が勝手にやらないで、一応中央に持つて歸つて、中央でさらにそれを練つて、またそれを一定の基準によつて実施するように地方へ流す、それからまた問題が出てきたときに中央に持つて歸つて、またそれを検討して地方に流す、こういうようなやり方でやるよりはかたはなではないか。最初から全部を野放図にやらせてしまふことが出来る、また行き過ぎができるという場合も考えられますので、実施の順序をいたしましては、全国がめたやり方の気持をいたしましては、この、六月といふふうにはできないで、けだくしておる關係からいまして、なるべく引揚者の御要望に沿うように持つてあげたい、こういう気持を持つておられます。ただし、一時的な旅行者もございまして、また生活の本拠を向うに持つておつたとはどうしても認められないようなものもございまして、と思ひますので、六月の前後にあつては、ボーダー・ライン・ケースのものにつきましては特に慎重に事務を処理するようにして参りたい、こう考へておるわけでありませう。

○野澤委員　そこで第三条に関連してくるのですが、先ほどの御説明で、引揚者の給付金または遺族給付金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基いて厚生大臣が行う、しかもこの事務は都道府県知事に委任しようといふお考えである。これも事務処理上非常に的確な行き方だと思ふのですが、在来こうした手続をする際に、たとえば軍人恩給の問題にしましても、遺族の問題にしましても、援護法等にしましても、第一回目的総合処理をするときには比較的簡易に事務が運ぶのです。そして厳選はされておつても比較的文句なしに通るのですが、一応再調査に殘して、たとえば都道府県知事が確かに生活の本拠があつたかないかわからぬといつて書類を厚生省に送つてきますと、このものだけが非常に厳選されるといふ心配が起きてくるのです。そうして調査をするのかしないのかわかりませんが、これは、戦傷病者等の実態を見ましても、再審になつたものは非常に厳格に審査されて大てい不可許になつてしまふ、取り上げられない、こういう事例が多い。この点についても、おそろく行政措置としては当局の方で手抜かりはないと思ふのですが、これだけあたたい気持で引揚者の立場を有利に解釈しつつ立法しておいて、実際に今度は運用の面について、そうした引き抜きをされた者だけが厳選されてワクからはずれる、わづかのことで、証拠書類がなかつたとか、あるいはまた向うに居住してゐたといふ証明をすべき何ものもなかつたから君はだめなのだ、こういうことで実際に善良な国民がこのワクから離れるということになりますと、立法の趣旨にもとらふと思ふのですが、こうしたことに對して積極的に、そういう心配のないように御処置願へるという御決心で御出発になられたのか、それともあくまでも厚生省自体としては、都道府県知事に委任した以上はその権限において認定の基準を作る

のだといふ厳選主義でいくのか、この点もあわせてお尋ねいたしておきたいと思ひます。

○田邊政府委員　実はこの仕事をやるに當りましては、事務的処理というところが一番頭を悩ました点であります。軍人恩給あるいは遺族援護の場合におきましては、残存機関におきましてそれだけの公的資料を持つておられますが、公的資料を整備いたして参りますれば、公務で死亡したものという認定が可能であるわけでございます。今回の場合には役所側には何らそれを確認する資料がないわけでございます。そこでその点につきましていろいろ検討いたしましたのでございますが、遠慮いたしますと、大部分のものにつきましては、先ほど申し上げました通り、処理が可能であるという見通しがつけられただけでございます。そこで問題は、先ほど御指摘になりましたように、本人が引揚者であるかどうかについての証明書もなくしてしまつた、あるいは外地に抑留されておつたことを証立する何らの客観的な公文書的な書面も持つておらないという場合にはどうするかといふことでございまして、その場合はこれからのいろいろ知恵をしぼつて、証明力の不備をどうやうに補はせるかといふことは検討を要しますが、結局本人の申告に對する証言といふものが必要になつて参ると思ふのであります。そういう場合におきましては、私もどなたも認めては、都道府県知事にやはりその認定をまかせざるつもりでございますが、私の方では一定の基準を示して、その基準に該当するものにつきましては、またその基準に該当するやいなやを都道府県にまかす

場合においては、都道府県にやらせるつもりでございます。しかしいろいろ具体的問題にぶつた場合に、これは、私の方から示した基準に該当しないものがたくさん出てくるだろうと思ふのであります。そういうものにつきましては、抽象的なことで都道府県にまかせず、一たん中央に持ち歸りまして、全部でなくともいいのですから、そのうちの典型的な例を持ち歸りまして、中央へそれを集めて十分検討して、さらに地方へ流す、こういう処置をとりたい、こういう考へであります。

○野澤委員　なお引揚者の定義の第四号ですが、「終戦に伴つて発生した事態により昭和二十年八月十五日以後引き続き外地に残留することを余儀なくされた者で、昭和二十七年四月二十九日以後本邦に引き揚げたもの」、これは中共和ソ連とくに抑留された強制抑留者等は当然入るかと思ひますが、果嶋の拘置所に二十七年四月二十九日以前に外地から送還されて、実際は日本内地なんです、外国の捕虜としてあそこ収容されてゐた者、しかもそれが二十七年四月二十九日以後まで引き続きあそこ収容されてゐたといふ者は、一体入るのか入らないのかといふことですが、聞くところによりますと、これは含まないのだといふ話です。しかし内地の土を踏んでおつても、復員業務といふものは完結しておらない、こういうことになってきますと、どうも中共やソ連におつた者と一緒に見られる点があるのではないか、また当然見るべきじゃないか、こういう感じがしますが、これに對してどういふ御見解を持つておられますか。

○田邊政府委員

ただいま御指摘になりました点につきましては、政府部内においていろいろ議論のあったところでありまして、法律の解釈といたしましては、第四号にもはっきり書いてあります通り、「昭和二十七年四月二十九日以後本邦に引き揚げたもの」こうなっております。「本邦に引き揚げたもの」の中には、果嶋から釈放になった者を含めると、特別の条文は置いてございせん。本邦に引き揚げた者でございまして、果嶋で拘禁されておいて釈放された者は「本邦に引き揚げたもの」に入らない、こう解釈しております。その点については、先ほど申し上げました通り、いろいろ議論のあったところでありまして、今回の措置は終戦という特殊の事態に基いて発生した引揚者及び遺族等に対する処置でございまして、形式的にそこで一線を画したという事は、事務的な理由といたしましては、果嶋に拘禁されておいたという事は、その前に外地から帰った人もありまして、外に抑留されて心身ともにこうむった労苦、及びその方々が内地に引き揚げられてからの生活の環境というものは、多少差異があるのじゃないか、こう考えまして、いろいろ議論のあったところでありまして、われわれといたしましては今回のようなことにいたしましたわけでございます。

○野澤委員 非常に議論のあったという事はわかるのですが、どうも矛盾していると思うのです。日本内地の、しかも果嶋に拘置所があったから条件が違ふという解釈は、少し当たらないと思うのです。たまたま奉天に拘置所があったからそれは該当者だ、果嶋に

拘置所があったからこれは該当者じゃない、こういう考え方というものは、かなりの矛盾があると思うのです。しかも二十七年という、終戦後七年間も拘置所に入っているわけですから、その場合、復員業務を終った日本法律で拘留されていたというものは、これは別です。外国の法律でとらわれて、しかも外国の官憲によつて身柄を拘束されたまま果嶋に置かれていたのですから、置かれていた場所が内地であらうと外地であらうと、当然含むべき筋合いのものじゃないか。そこに一線を画したというところに矛盾があるのではないかと思うのですが、これは率直にいつてどうでしょう。

○田邊政府委員 ごもつともな御質問だと思ひますが、何分にも今回の措置は引揚者であるという点に重きを置きまして、こういう処置をいたしたのであります。どこかに一線を画さなければならぬというので、かようにいたしたわけでございます。第四号は、先ほど申し上げましたように、講和独立後もなおかつ外地に残留を余儀なくされ、戦犯として抑留されていた方々に對しましては、相当以上に苦勞をかけている、こういう観点から第四号が置かれたのでございます。果嶋は内地の拘禁所でありまして、やはり外国官憲によつて管理をされておいたところではございまして、外に拘禁されておいた者との間には、心身においてこうむった労苦、あるいは釈放後における生活体験という点において、いささか違ふ面があるのじゃないかという観点から、一線を画したのでござい

○野澤委員 どうもそこがはつきりしないのですが、一体果嶋に拘置されて

○田邊政府委員 果嶋拘禁者が拘禁中に死亡した場合におきましては、遺族に援護法では戦没者と同じように扱っております。

○野澤委員 そうしますと、果嶋に拘禁されている者の家族は、未復員者の家族としてこれを取り扱ったのでありますか、どうでござい

○田邊政府委員 未帰還者留守家族援護法におきましては、未帰還者として取り扱っております。

○野澤委員 そうしますと、先ほどの多少の違いがあるという認定は、一体だれが違ひと認定したのですか。審議会がそう認定したのですか、厚生省自体がそう認定したのですか。

○田邊政府委員 審議会ではございせん。在外財産問題審議会における答申の対象は、第一号、第二号、第三号までの範囲であると思っております。

○野澤委員 それでは違ひがあると認定をいたしましたのは、厚生省を含めて政府全体としたしまして、外地に抑留されておいた方々との間に、先ほど申し上げましたような違いがある。今回の措置はど

方々の措置だ、こういう観点からこれを除外したのでござい

○野澤委員 主観の差ですから、これは政府を相手取つて議論になるわけでは、何もあなたをいじめるわけではないのです。しかし大体敗戦というものは、あらゆる面に不幸な事態が発生するのが実相です。そうすると外地から復員した者と、それから直接内地におつて復員した者との差を

○田邊政府委員 二十七年以降のものは百九十六名です。二十七年以降のものは全部で幾らになりますか。

○田邊政府委員 二百七名であります。なおそのほかにソ連及び中共からこれと同様の状態にあつて帰されたいわゆる戦犯者がござい

○野澤委員 そうしますとソ連、中共のは該当者だということとはつきりわかるのだが、外地から引き揚げてきた者で百九十六名とか百十一名とかいう数字が出ていますが、この人たちはこの第四号に該当するわけ

○田邊政府委員 昭和二十七年四月二十九日以降、外地から歸つて参りました先ほど申し上げましたマヌス島及びモンテンルパの戦犯は、この法律にいう引揚者に該当するわけ

○野澤委員 それでは昭和二十七年四月二十八日現在におりました九百三十名というものは、全部内地で拘禁された者ですか。それとも外地から送り返されてきた者

○田邊政府委員 九百三十名のうち、一部は最初から内地に拘禁された者であり、一部は外地から逐次内地へ送還された者であります。

のまま果嶋に入れられております。それからフリービンのモンテンルパから内地に引き揚げました者は、昭和二十八年七月でござい

○野澤委員 そうしますと総数は百九十六名です。二十七年以降のものは全部で幾らになりますか。

○田邊政府委員 二百七名であります。なおそのほかにソ連及び中共からこれと同様の状態にあつて帰されたいわゆる戦犯者がござい

○野澤委員 そうしますとソ連、中共のは該当者だということとはつきりわかるのだが、外地から引き揚げてきた者で百九十六名とか百十一名とかいう数字が出ていますが、この人たちはこの第四号に該当するわけ

○田邊政府委員 昭和二十七年四月二十九日以降、外地から歸つて参りました先ほど申し上げましたマヌス島及びモンテンルパの戦犯は、この法律にいう引揚者に該当するわけ

○野澤委員 それでは昭和二十七年四月二十八日現在におりました九百三十名というものは、全部内地で拘禁された者ですか。それとも外地から送り返されてきた者

○田邊政府委員 九百三十名のうち、一部は最初から内地に拘禁された者であり、一部は外地から逐次内地へ送還された者であります。

○野澤委員 九百三十名もおるのです。一部はと表現すると、一人でも一部です。十人でも一部なんです。この数の根拠を示してもらいたいのです。

○田邊政府委員 最初から果嶋に拘禁されておった者が三百二十名でござい。残余が外地から逐次果嶋に送還された者であります。

○野澤委員 これはあるいは大臣に答へ願った方がいかにもしれません。局長でもどちらでもけっこうです。

○田邊政府委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 どうも論理が合わないのですが、第一号は昭和二十年八月十五日まで、第二号は昭和二十年八月九日まで、第三号は昭和二十年八月十五日まで生活の本拠を有したという者が、この成文の骨子なんです。そこでこの四項にいつては「昭和二十七年四月二

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

ますと、果嶋で長く拘留された戦犯者だけが、最悪の犯罪人のごとく国民から締め出される、政府自体も特別扱いしなければならぬ、こういうふうな受けを政府としてはいがれることができないのです。一体このくらの数をなぜ同様に扱えないのか。またその論拠を出してみたいところ、従来の法律の慣例から見て何ら差しつかえないと思ひます。どういふわけか、どういふ特別扱いをしなければならぬのですか。

○田邊政府委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

十九日以後本邦に引き揚げたもの」というので戦犯等を含む意味でわざわざこれだけの緩衝地帯を作つたものだと。思う。そうすると、召集されて歸つて復員業務をした者ならばいざ知らず、全然復員しておらずなものですから、そのうするといふ七年間も船の中や汽車の中に乗つておる者は、生活の本拠を失つた者として差しつかえない。それをこゝとらにわずかに六、七、百の者を打ち切らなければならぬといふのは、全く涙のない政策だと思ひます。それは理論的にはあなた方がいろいろ理屈をこねればさういふことになるだらうと思ひます。しかし何か手落ちがあるやうに感じられますが、しつこいようですけれども、これは政府自体として一考を煩わして十分価値のある問題だと思ひます。

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

でもあるのじゃないかと思ひます。たとへば在外生活引き続き六カ月の線を引いても、六カ月に一日足りない、それがどれだけの差があるから気の毒じゃないかといふこと、これはやっぱり相通ずる議論じゃないかと思ひます。野澤委員のお述べになられたお気持は私はよく承知できるのでござい。すが、政府といたしましては、あつたかき一つ該当者を入れて、あつたかき一つ抱いていこうといふことには変りないのでござい。すが、立法いたしまして線を引きますと、たまたまさういふやうなところが出てくる。一日二日の違い、一年、半年の違いが出てくるといふことがございまして、これはいろいろ教えていただくわけにござい。まして、別に私は議論を戦わさうといふ意味じゃないのでござい。すが、何か線を一つ引こうとすると、さういふことが出て参るのでござい。それをどうしようかとすると、これは別な議論になるのでありますが、一応政府といたしましては今御審議を願つておるやうな線の引き方をして、今お述べになつたやうな線が出たわけにござい。すが、とにかく一応線を引かないと、これは権利義務の關係の問題で大事なことでござい。すから、この程度が妥当であるといふことで線を引いたやうなわけにござい。まして、御了承願ひたいと思ひます。

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

応再検討して見ようじゃないか、検討した結果がどうしても処置できないというならば、国民は納得いたすと思うのです。戦犯者なるがゆえに、しかも復員業務を終つていない、外地から引き揚げてきた時日がはつきりしておる。この人たちは實際生活手段の喪失です。さういふ事態におつた者に対して、きめたのだからあくまでもそれを強行突破するといふ態度はいかぬと思ひます。何も言質をとつてどういふやうのことはなく、御再考が願ひるやうに、もう一べんお考え直しを願ひんだといふくらゐの余地を与えていただいて十分じゃないかと思ひます。どうぞお願いいたします。

○神田国務大臣 野澤さんのあつたかみのある御意見を拝聴いたしましたので、よく一つ今ところは検討してみたい、こゝろに思ひます。

○龜山委員 関連して。ただいま野澤委員から果嶋に拘留されておりました戦犯者の取扱ひについて、本法との關係について御質問がありました。大臣初め田邊局長からも御答弁をいただいたのですが、どうも私も伺つておりまして納得できない。大臣はたまたま今六カ月と日の問題をおつしやいましたけれども、その問題とこれとをどうも同じやうな形式論理で当てはめるのは少しおかしいと思ひます。この問題は金額の点でしはられておる云々といふことであるならば、その範圍において十分政府でお考えを願ひたいと思ひます。特に大臣は今十分お考えになるといふことでありますから、どうかぜひお考えを願ひるやうにしたい。だいて、あるいはわれわれの方でこれに關する修正案という問題も起るかもしれ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員 先ほどからいろいろ申し上げてありますので、繰り返すのを避けたいと思ひますが、結論から申しますと、今回の措置は引揚者に対する措置である、そこで一線を画して措置をするという原則を立てまして、そ

○野澤委員　時間がありませんので、また質問をあとに譲りたいと思います。が、ただ一点だけ附則の施行期日についてお伺いします。「この法律は、公布の日から施行する。ただし、公布の日が昭和三十二年四月二日以後であるとときは、同年同月一日から適用する。」（第五条第二項に規定する者については、

に關連して、厚生大臣並びに田邊局長に質問いたします。この法律が生れるまでの経過を見ておりますと、およそ十年くらいは陳情運動が行われてきたと思います。たとえば過去の歴史を見てみますと、第一次吉田内閣で石橋さんが大蔵大臣であった当時、百万世帯の引揚者に対する在外資産の見返り

盤を失って帰ってこられた戦争の犠牲者に対して何らかの処置をとるべきものである、たとえば給付金を支給すること、一つの方法だ、さらに加えて生業資金の貸付とか、転業のあつせんを指導するとか、あるいは住宅難の際でございいますのでこれらの救援、更生の措置をしたらどうかという答申でござ

とまた問題が展開されていくわけでありますから、どちらに重点を置いておるのかということであります。

○神田国務大臣　そう追い詰められて参りますとはつきりしたことを申し上げなければなりません。先ほども含みのある答弁だと言われたのでございしますが、国が財産の補償をするという

受けた方も多いわけですが、内地の場合、たとえば家を焼かれても土地が残ったとか、あるいは取引先が健在であったとか、親戚あるいは知り合いが多かった、こういういろいろな事情が大体においてあるわけでございます。外地に全生活を打ち込んでおた方々が、引き揚げによってその生活

の基礎を失つてしまつた。そこで内地で生活をする。これは戦争の犠牲であるから、政府はその人たちに何らかの措置をいたしたい、その措置が給付という面に現れたのでございまして、財産の補償というものは引揚者の団体からの非常に強い要望でございまして、この問題につきまして、在外財産補償としては政府は考えない。もし在外財産に対する政府の補償というならば厚生大臣の担当事項でなくなつてくるといふことまで申し上げまして、はつきりその御了解を得まして——財産上の問題はこれは改めてもらつたと言いましようか、向うも政府が取り上げないといふことに一応了承がございまして、そうしてこゝに御座います。こゝに御座います。こゝに御座います。

○豊森委員 そつと、政府といふたしましては、戦争によつていろいろな面に犠牲がたゞさん出ておる。こゝに御座います。こゝに御座います。こゝに御座います。

○神田国務大臣 お説の通りでござい

○豊森委員 厚生大臣だけの意図でどういふことには参らぬ問題もたゞさんあるわけでありまして、これ以上追及はいたしません。

そこで、今度の引揚者の給付金の法律が実現化したとすると、これに関連いたしましてまた大きな政治問題あるいは社会問題を生んで参る傾向があるだろ、こゝに御座います。こゝに御座います。こゝに御座います。

アンバランスを是正する問題、農地改革による旧地主の土地の補償の問題とかいふいろいろな問題が活発化してくるであらうといふことも想像できるのです。が、これ以上のことを厚生大臣に質問しておつても厚生大臣からはもちろん責任ある答弁を得るといふことは無理だろ、こゝに御座います。こゝに御座います。こゝに御座います。

さつき野澤委員からも質問がございまして、この中で戦犯の果敢におつた人たちの問題がございまして、この法律を御座います。こゝに御座います。こゝに御座います。

○神田国務大臣 さつきの最初の第一

点でございまして、これは答弁をしないでいいというお話をございまして、が、大事なことで、この給付の法律を作る在外財産の問題を解決する基本方針になつたことを簡単にあります。

が一言申し上げて御了解願ひたいと思つて、政府といたしましては、在外財産問題の解決をする基本原則とし

て、在外財産問題等の審議会の答申を尊重しようといふことをきめ、同時に、在外財産問題審議会の答申以外に考慮した問題は、戦争の犠牲といふものは戦死者並びに戦死者の遺族の問題が何といつても一番大きいものでございまして、これを第一点として考へていく。それを第一として、あとは右へなるとしてこの在外財産問題の解決に當つて他の問題がそれによつて起らないといふようなことを一つ念頭に置いてその趣旨で解決したいといふことが基本原則になつておりまして、この問題を解決したために他の方へ波及するといふようなことのないようにといふことを配慮した次第でございまして、しかしこれは政府の方針でございまして、これと共通の問題があつて、その線で解決するといふことを別に妨げる意味でもございせんが、この問題の解決によつて従来取り扱つたものが変更するようないふことがあつては困るというやうな意味で、在外財産問題は過去十一年にわたつて未解決の問題である。この問題を解決することによつて、今まで解決した問題を解決しないといふ考え方で処理して参つたことを一つ御了承願ひたいと思つて、

第二点であります、第二条第四項に書いてはございまして、対象外にしたといふことにつきまして先ほど来野澤委員等から御意見があつたこと

でございまして、これは私も立法の

際にいろいろ考慮したものでござい

ますが、結果から申し上げますと、今申し上げたやうな、御審議を願つておるやうな案になつたことは、先般来政府委員からも説明があつたことと思

ております。一つ十分検討を加えたいと考えておりますが、これは御審議の最中であつたいろいろな問題が出るだらうと思つておるもので、その際にあわせてまた十分考慮したい、こゝに御座います。こゝに御座います。こゝに御座います。

○豊森委員 大臣のさつきの答弁ですが、さういふやうな一つの境界、区切りをつけるために講和条約発効を一つの境界とした、こゝに御座います。こゝに御座います。こゝに御座います。

○小池説明員 講和条約発効前に外地から

引き揚げて果敢に入りました者の数は

○豊森委員 その三千名といふのは全部果敢に入つた人ですか。

に引き揚げてきた人、そして内地で逮捕されて果敢におつた人、あるいは現在までおる人、それで幾らくらいになりますか。

○小池説明員 現在は九十八名でござ

○豊森委員 ちょっと私の質問が悪かつたのですが、講和発効前に外地に抑留されておつて、そして講和発効前にこゝに御座います。こゝに御座います。こゝに御座います。

○小池説明員 平和条約発効時にお

○豊森委員 さつき野澤委員からも

問がございまして、未帰還者留守家

族等の援護法によりますと、果敢に拘

禁されておる人はみんな未復員者の待遇になつておるわけですね。そしてやはり同じ待遇を受けておる。これは法律ができたときに、さう明記されて

じゃないか。しかも講和条約発効後外地の、たとえばマヌス島とかフィリピンにおった人というのは全部引揚者としての資格がある、発効前の人は資格がない、こういうことは非常な矛盾があると思うのですが、どういいますか。それでそれは財政的な意味からなのか、御答弁願いたいと思います。

○小池説明員 御指摘のように留守家族援護法におきましてそういう方々は未帰還者として扱ひまして、留守家族の援護をいたしておるわけであります。今回提案をいたしました本法案につきまして、こういう措置をとつていふ点に疑問があるという御質疑だと思いますが、今回提案いたしました法案は、大臣、局長からる御説明を申し上げたように、元来生活の本拠を持つていふ引揚者を対象とするという在外財産問題審議会の答申のつとめて立案をいたしましたという点が一つと、もう一つは実際の問題といたしまして、どこかで一つ線を引かなければならないという考え方をもちまして、内地、外地の全部をとるということができなかったという次第であるわけでございます。いろいろこれは問題のあります点で、大臣も検討をしたいというような御説明をされたわけでございましてよろしくけれども、大体そういうふうなことになるております。

○堂森委員 そこでたとえば果嶋に入っている人の中で、内地で拘禁されてそして今日までおる人、それは引揚者でないという理屈も、私はある意味ではつくと思ひます。しかも果嶋に講和発効前に帰つてきた、向うにおつて拘禁されていて、そして現在も果嶋

におるという人もある。ところが講和発効後に帰つてきた人にはそういう資格がある。これはおかしいではありませんか。どうしたつて理屈に合いません。

○小池説明員 この点は、元来生活の本拠を持つておつた引揚者をこの法律の対象とするということでございます。二条の四号に規定をしております。その生活の本拠のない引揚者につきましては、特に長期に外地に残留を余儀なくされているというものだけに限定をしたい、こういうことでどこかで線を引かなければならぬ、そういう考えで立案をいたしましたわけであります。そういうわけでその線の引き方についていろいろ御議論があることと思ひますけれども、例外的な措置でございますので、平和条約発効の時期ということをとつた次第でございまして、その結果お気の毒な方が出てきたのでございしますが、そういう例外的な措置であるということ御了解をいただければいいのではないかと考えます。

○堂森委員 もうやめますけれども、これはおかしいですよ。全然理屈になつておらぬ。そうでしょ、そんなばかなことはない。生活の本拠を持つ者としたら、講和条約発効後に帰つてきた戦犯の諸君だけではないのは当りまえです。これはおかしいですよ。あなたと議論しているのではないから、一応留保しておきます。

○藤本委員長 暫時休憩いたします。
午後零時十七分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

昭和三十三年四月三日印刷

昭和三十三年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局